

新型コロナ感染拡大防止にともなう田尻町の独自支援策を町議会が了承

町議会は4月24日全員協議会で了承、関連予算の審議・議決は5月8日の臨時議会で

新型コロナ感染拡大防止にともなう田尻町の独自支援策

5月広報に掲載されます
よりくわしくは町当局まで

事業名	対象者	支援内容	実施時期
○田尻町地域振興券事業	2020年4月1日現在、住民基本台帳にある全町民	1人あたり1万円の買い物補助券を配付 田尻町内の店舗が対象	コロナ感染の状況で変わるかもしれないが 7月～8月配付を想定 来年2月末までの事業
○子育て世帯臨時給付金	児童手当を受給している15歳まで	1人あたり1万円支給 (国と町で合計2万円)	7月に振り込み(予定)
○水道の基本料金を全額田尻町が負担	田尻町が給水している全一般家庭 全事業所	専用家事用 880円/月 共同家事用 740円/月 会社など 3140円/月 特殊用 1630円/月	6月分～来年3月分
○国民健康保険料の減額	全国保加入者	1人あたり月額600円を減額 年合計7200円	4月分～来年3月分
○マスクの配付	小学生以上の全町民	小学生～64歳 1人5枚 65歳以上 1人10枚	5月に郵送で配付
○有料ゴミ袋の無料配付	町内全世帯	有料20ℓ袋を各10枚配付	5月に郵送で配付

共産党は町独自の現金給付を求めましたが、実現せず
町民1人あたり一律の
 24日、町長ら町幹部と議員との全員協議会が開かれ、新型コロナ感染拡大防止にともなう田尻町の独自支援策について協議しました。共産党議員団の小川・吉開はアンケート結果で示された実状(回答者の62.5%が「仕事を失った」「収入が減った」「必要な支払ができない」と回答、国や自治体への要望で「現金給付を」と書いた人は25%)を示し町当局は「国が1人10万円を実施、住民に密着した自治体として補完する支援策にしたので一律の現金給付は行わない」としました。

府・町共同事業

○休業要請支援金	府が示す3つの条件を満たす中小企業及び個人事業主	中小企業 100万円 個人事業主 50万円	4月27日～申請受付(予定) 支援金支給は5月のできるだけ早い時期
----------	--------------------------	--------------------------	-----------------------------------

新型コロナによる生計困難は
 社会福祉協議会の緊急小口資金等をご利用ください
田尻町社会福祉協議会
 TEL 466-5015

国民1人あたり **10万円の支給**

町当局は「5月中をめざすが、6月になることも」と表明

全員協議会で小川議員は「国は小さな自治体では5月中も可能では」と言っているが、5月中に支給できるのか」と質問し、明確な答弁を求めました。
 町当局は「住民基本台帳の管理を民間業者に委託しており、その業者は多数の自治体の業務を請け負っていますので、どうしても事務作業が送れることがある」「5月中をめざして頑張りますが、業者の都合※で6月になることもあり」と答弁しました。
※業者のコロナ対策で交代勤務や在宅勤務などの事情も含む

日本共産党が実施した「新型コロナ問題緊急アンケート」に56通のご返信。ご協力に感謝します
(4月24日現在)
 アンケートの詳細結果は「小川・吉開」のホームページに掲載しています。
新型コロナ緊急アンケートでいただいたその他のご要望
 ○「中学校からの「はなまる連絡帳」メールを使って、定期的にメッセージをいただきたい。子どもはメッセージを待っています」
 ○町内放送を使って、気持ちが明るくなるように12時・2時・5時で音楽等を流してほしい。
 ○子どもがインターネット学習を行えるようにしてほしい。
 以上は、町当局及び教育委員会に申し入れました

なんでも相談所 465-5857

なんでも相談は
 毎週・月・水・金の
 午前10時～正午

無料 毎月第2金曜日
 午後6時～8時
 (要予約) 弁護士相談

日本共産党田尻町支部と議員団は、議会報告と見解を発表しました。